

堺市議会傍聴規則の一部を改正する規則

堺市議会傍聴規則（昭和54年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「次」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「銃器」の次に「棒」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第12条第1項第3号中「笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類」を「前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している」を「会議を妨害することが明らかであると認められる」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「物品」を「物」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第13条中「、静粛を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第14条の見出し中「録音の制限」を「録音等の禁止」に改め、同条中「録音しようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければ」を「録音等をしては」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第17条中「、第7条」及び「、第13条第4号、第14条」を削り、「並びに第13条第1号及び第9号」を「、第12条第1項第2号及び第13条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。